

【報道提供資料】
PRESS RELEASE



泉南市子どもの権利救済委員会における意見表明の公表について

泉南市の附属機関である公的第三者機関「泉南市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）」が、令和 8 年 4 月 30 日に泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、意見表明を行いましたので、お知らせします。

なお本公表は、救済委員会が泉南市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 5 号に基づく職務として行うものです。

記

【概要】

救済委員会は、令和 7 年 11 月 13 日、教育委員会に対し条例第 16 条第 1 項第 2 号に基づく調査を開始しました。本調査の課題は、以下の 2 点となります。

(1) 2022（令和 4）年 3 月 18 日に自死した中学 1 年生男子生徒の死亡事故報告に関する学校・教育委員会の対処・対応がどのように行われてきたのかについて、当該子どもの尊厳の回復に向かう観点から調査します。

(2) 前項の重大事態事案に関する泉南市第三者委員会による「泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告」（2024（令和 6）年 5 月）が、泉南市子どもの権利に関する条例に基づく子どもの権利の尊重を実現する再発防止策として、どのように有効かつ具体的に実施されているか、同報告後の経過と現状について調査します。

本調査を踏まえ、上記（1）の課題について、令和 8 年 4 月 30 日に教育委員会に対し意見表明を行いましたので、別添資料 1 及び資料 2 をご参照ください。

【本報道提供に係る質疑について】

質疑につきましては、文書又はメールにて子ども政策課へお願いします。質疑内容を取りまとめの上、救済委員会へ伝え、救済委員会からの回答を本課から文書にて回答します。また、回答は質疑をいただいた報道機関毎に回答します。

なお、教育委員会は、調査対象機関であり、また本調査は継続中のため、教育委員会に係る質疑については回答しかねます。

【本件に関する連絡先】

大阪府泉南市 健康子ども部 子ども政策課 担当:奥野、藤原
TEL:072-447-7747 Mail: kodomo@city.sennan.lg.jp